

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と協調を図ることが重要である。

本市においては、平和憲法の本質にのっとり、「非核三原則」を厳守し、あらゆる核兵器の廃絶を全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を推進し、もって世界の恒久平和達成をめざすため、昭和59年7月4日に「非核平和都市」の宣言を行っている。

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

本計画は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定めるものである。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び県の国民の保護に関する計画を踏まえ、市の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、下表に定めるところによるものとし、その他の用語については、国民保護法の例によるものとする。

用語	定義
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
参市本部条例	宮崎市国民保護対策本部及び宮崎市緊急対処事態対策本部条例（平成18年3月30日 宮崎市条例第4号）
参市協議会条例	宮崎市国民保護協議会条例（平成18年3月30日 宮崎市条例第5号）
国民保護措置	国民保護法に基づく武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）
基本指針	国民保護法第32条の規定に基づき政府が作成した基本指針
国の国民保護計画	国民保護法第33条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画
県国民保護計画	国民保護法第34条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画
市国民保護計画	国民保護法第35条の規定に基づき市長が作成した国民の保護に関する計画

国民保護業務計画	国民保護法第36条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する業務計画
市地域防災計画	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき宮崎市防災会議が作成した宮崎市地域防災計画
市国民保護協議会	国民保護法第39条の規定に基づき設置された市の国民保護協議会
国の対策本部	事態対処法第10条の規定により内閣に設置された事態対策本部
国の現地対策本部	国民保護法第24条第2項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部
県対策本部	国民保護法第27条の規定により県に設置された宮崎県国民保護対策本部（宮崎県緊急対処事態対策本部を含む。）
県現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された県の現地対策本部
市対策本部	国民保護法第27条の規定により市に設置された市国民保護対策本部（宮崎市緊急対処事態対策本部を含む。）
市現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された市の現地対策本部
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃

参：参考までに掲載している用語。

3 市国民保護計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

4 市国民保護計画の見直し及び変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、国民保護法施行令第5条に規定する軽微な変更にあつては、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しないとされている。

5 市地域防災計画との整合性の確保

市においては、災害対策基本法に基づき、市地域防災計画を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、この計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法には、国民保護措置と共通する部分が多い。また、発生した事態に効果的に対応するためには、市対策本部の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。

このようなことから、この計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。

また、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画等に準じて対応するものとする。

第2章 計画の前提となる事態の類型

1 国民保護法の対象となる事態

国民保護法の対象となる事態は、下表のとおりである。

これらの事態については、いずれも、政府において、現実の状況に応じて個別具体的に事態を認定の上、対処の方針を定め、国会の承認を得ることとされている。

事 態		定 義
武力 攻 撃 事 態 等	武力攻撃事態	・ 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（事態対処法第2条第1項第2号）
	武力攻撃予測事態	・ 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（事態対処法第2条第1項第3号）
緊急対処事態		・ 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの（事態対処法第22条第1項）

2 武力攻撃事態及び緊急処理事態の類型

基本指針において示された市国民保護計画の作成及び国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態及び緊急処理事態の類型は、下表のとおりである。

事態の類型		想 定
武力 攻 撃 事 態	着上陸侵攻	・我が国の占領等の目的をもって、他国が武力を行使して、我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態であり、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。攻撃は、比較的広域かつ長期間になることが予想される。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。
	弾道ミサイル攻撃	・長射程の弾道ミサイルに、各種の弾頭を搭載して、我が国に発射し、攻撃を行うもので、弾頭は、通常弾頭又はNBC弾頭が考えられる。
	航空攻撃	・我が国に対する着上陸侵攻の支援等を目的として、航空機による攻撃（空爆）を行うもので、都市部やライフラインのインフラ施設等への攻撃が想定される。
緊 急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

3 留意事項

「武力攻撃事態等」は、その時点における国際情勢等を背景に、相手国等の意図的な攻撃により発生するものであり、あらかじめ、特定の攻撃対象や攻撃内容、被害等を想定することは困難である。

したがって、この計画は、いろいろな場面に対応した避難や救援等の基本的な考え方や実施方法等を定めることとし、必要に応じ、武力攻撃等の類型ごとの留意事項を記載することとする。

なお、計画作成上の武力攻撃等に関する留意事項は、次のとおりである。

- (1) 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)によると、「冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、以上に述べたような、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」(平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定)の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさをましている。」とされており、当面は、ゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃等及びこれらの複合事態の可能性が比較的高いものと考えられる。
- (2) 「緊急処理事態」については、大規模テロが想定されるが、その目的が、攻撃による直接的なダメージを与えることだけでなく、攻撃により社会を混乱に陥れ、内外に自己の存在や主張を誇示することにあることや、過去の大規模テロの例を考えれば、攻撃の対象は、国の象徴的な建物や政治経済の重要施設、相当多数の人が集まる集客施設等となる可能性が高いものと考えられる。
- (3) いずれの場合も、攻撃手段が通常兵器か、NBC兵器かによって、被害の規模や対処の方法が大きく異なることとなる。

第3章 国民保護措置の実施に関する基本的な考え方

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、国や県、他の地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関と相互に連携協力し、国民保護措置の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

国民保護措置の実施に当たっては、次の点に特に留意するものとする。

1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置の実施に備え、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

国民保護措置の実施に関する国民の協力は、国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、協力の要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関への配慮

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、それぞれの機関が武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するものであることに留意する。
- (2) 日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。
- (3) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に、特に配慮する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において、適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 外国人への適用

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、この計画に基づく国民保護措置を実施する。

9 安全の確保

国民保護措置を実施するに当たっては、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

第4章 関係機関の責務及び事務又は業務の大綱

国民保護措置の実施に関する関係機関の責務及び事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

市は、この計画に基づき、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
宮崎市	(1) 市国民保護計画に関すること。 (2) 市国民保護協議会に関すること。 (3) 市対策本部に関すること。 (4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 (5) 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 (6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。 (7) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関すること。 (8) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 (9) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。 (10) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関すること。 (11) 武力攻撃災害の復旧に関すること。 (12) 特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること。

2 県

県は、県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等において、避難の指示、避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ）の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県国民保護計画に関すること。 (2) 県国民保護協議会に関すること。 (3) 県対策本部に関すること。 (4) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 (5) 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 (6) 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。 (7) 警報の通知に関すること。 (8) 避難の指示、避難住民の誘導、県の区域を越える住民の避難その他の住民の避難に関すること。 (9) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関すること。 (10) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。 (11) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置に関すること。 (12) 武力攻撃災害の復旧に関すること。 (13) 赤十字標章等及び特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、国の国民保護計画に基づき、その所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市等が行う国民保護措置に関し、必要な支援を行う。

機関名	処理すべき事務又は業務
九州管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること。 (2) 他管区警察局との連携に関すること。 (3) 管区内各県警察、関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 (4) 警察通信の確保及び統制に関すること。
九州防衛局	(1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整に関すること。
九州総合通信局	(1) 電気通信事業者及び放送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 (3) 非常事態における重要通信の確保に関すること。 (4) 非常通信協議会の指導育成に関すること。
九州財務局	(1) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 (3) 普通財産の無償貸付に関すること。 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。
門司税関	(1) 輸入物資の通関手続に関すること。
九州厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること。
宮崎労働局	(1) 被災者の雇用対策に関すること。
九州農政局	(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。 (2) 農業関連施設の応急復旧に関すること。
九州森林管理局	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること。
九州経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (3) 被災中小企業の振興に関すること。
九州産業保安監督部	(1) 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 (2) 危険物等の保全に関すること。
九州地方整備局	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。 (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。 (3) 港湾施設の応急復旧に関すること。

九州運輸局	(1) 運送事業者との連絡調整に関すること。 (2) 運送施設及び車両の安全保安に関すること。
大阪航空局	(1) 飛行場使用に関する連絡調整に関すること。 (2) 航空機の航行の安全確保に関すること。
福岡管区气象台	(1) 気象状況の把握及び情報の提供に関すること。
第十管区海上保安本部	(1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること。 (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること。 (3) 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等に関すること。 (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること。 (5) 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関すること。
九州地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。

4 自衛隊

自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するとともに、他の機関が実施する国民保護措置を支援するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 地方協力本部	(1) 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関すること。 (2) 関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関すること。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護業務計画に基づき、その業務に関する国民保護措置を実施する。

機関名	処理すべき事務又は業務
災害研究機関	(1) 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	(1) 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。
運送事業者	(1) 避難住民及び緊急物資の運送に関すること。 (2) 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。
電気通信事業者	(1) 通信の確保に関すること。 (2) 国民保護措置に係る通信の優先的取扱いに関すること。 (3) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に関すること。
電気事業者	(1) 電気の安定的な供給に関すること。
ガス事業者	(1) ガスの安定的な供給に関すること。
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	(1) 水の安定的な供給に関すること。
郵便事業を行う者	(1) 郵便の確保に関すること。
一般信書便事業者	(1) 信書便の確保に関すること。
日本銀行	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関すること。 (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関すること。
日本赤十字社	(1) 救援への協力に関すること。 (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関すること。
公共的施設管理者	(1) 所管する公共的施設の維持管理に関すること。 (2) 被災施設の復旧に関すること。
病院その他の医療機関等	(1) 医療等の確保に関すること。

6 公共的団体との協力

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、住民の避難や救援等について協力を得ることができる公共的団体との連携が不可欠であることから、関係機関においては、平素からこれらの公共的団体との連携を密にし、協力関係の構築を図るものとする。

第5章 本市の地域特性

1 地形

本市は、九州の東南部に位置し、地形は北部から西部にかけて丘陵地が連なり、南部は鱈塚山系、双石山系の山地で占められている。

市内の北端には一ツ瀬川が、中央部には大淀川、清武川、加江田川などが東流し、広大な宮崎平野を形成して日向灘に注いでいる。

東部の海岸は白砂青松の砂浜が続いているが、市南部に位置する青島以南は、山地が海岸まで迫り、複雑な海岸線を呈している。

2 気候

本市は、温暖な気候に恵まれ、平均気温、日照時間、快晴日数は全国でもトップクラスにあり、冬でも雪が降ることはまれである。

一方、降水量は多く、4月から9月までの半年間に約7割以上が降っており、特に6月、7月の梅雨期に集中している。

また、台風は、6月頃から接近の機会が増えるが、最も多いのは8月、9月である。

3 人口分布

本市は、平成18年1月1日に近隣の佐土原町、田野町、高岡町の3町と平成22年3月23日に清武町を編入合併し、令和3年1月1日現在の人口は、397,730人であり、県内のおよそ3分の1が宮崎市に居住している。

4 道路

本市では、高速道路の九州縦貫自動車道が全線整備されているが、東九州自動車道は、清武南までの開通にとどまっている。

また、一般国道は、本県を縦断する国道10号や本市から県南を結ぶ国道220号など5路線があり、県道は51路線、市道は8,702路線となっている。

5 鉄道、空港、港湾

鉄道は、九州旅客鉄道の日豊本線、日南線がある。日豊本線は、本市を横断しており、隣県の大分県と鹿児島県とを結ぶ重要な交通ルートとなっている。

また、日南線は途中で空港連絡鉄道に接続しており、空港を利用する市民、県民にとっての交通手段として、大きな役割を果たしている。

宮崎空港は、国管理空港で、2,500mの滑走路を有しており、宮崎市の中心部や高速道路のインターチェンジとも近く、利便性の高い空港であり、令和3年1月1日現在、宮崎とソウル間、台北間に国際定期便が就航している。

港湾は、重要港湾の宮崎港があり、神戸との間に1日1便カーフェリーが就航して

いる。

6 自衛隊施設

本市には、自衛隊施設はないが、隣接する都城市に陸上自衛隊都城駐屯地、新富町には航空自衛隊新田原基地がそれぞれある。

7 その他の施設

本市には、国民保護措置の実施に当たり、特に留意を要する原子力発電所及び石油コンビナートは所在していない。